

原子力安全・防災対策について

平成11年11月
科学技術庁
通商産業省

○今回の事故で顕在化した課題

1. 原子力安全規制の抜本的強化の必要性

- 核燃料加工施設等における臨界阻止のための対応策等の徹底
- 義務をかけるのみではなく継続的なチェックによる厳しい緊張感が
必要



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
の一部を改正する法律案

2. 現行の原子力防災対策への教訓

- 初期動作などにおける国、自治体の連携強化の必要性
- 原子力災害の特殊性に応じた国の緊急時対応体制の強化の必要性
- 原子力事業者の防災対策上の責務の明確化の必要性



原子力災害対策特別措置法案（仮称）

○原子力安全規制の抜本的強化について

1. 厳しい緊張感を持続するための枠組みの整備（炉規制法の改正）

○加工事業に対し定期検査制度の追加

（現行の加工事業に関する施設についても原子炉等他の施設同様、ハードの性能チェックを定期的の実施）

○全事業に対し、事業者及び従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況に係る検査制度の創設

（原子炉等規制法22条、37条、50条などで各事業者及びその従業者が守らなければならないとされている保安規定を遵守するためのソフト検査。）

○原子力保安検査官の主要施設への配置

（科学技術庁及び通商産業省に原子力保安検査官を置く。原子力保安検査官は、上記のソフト検査に関する事務に従事。）

○全事業に対し、事業者による従業員教育の義務の明確化

（原子力事業者が、核燃料を取り扱う者、原子炉を運転する者などの従業者に対して、保安に係る教育の義務づけ。）

○全事業に対し、従業者の安全確保改善提案制度の創設

（原子力施設において、安全規制などに違反する事実があるような場合に、不利益処分の禁止により規制官庁に申告しやすい環境を整備）

2. 核燃料加工施設などの臨界阻止のための対応策等の徹底

○安全審査における対応

現在進められている原子力安全委員会の事故調査委員会での検討を踏まえ、核燃料加工施設等における臨界阻止のための対応策及び臨界時の対策を徹底すべく見直し。

○原子力災害に係る防災対策について
(原子力災害対策特別措置法案(仮称):新法)

原子力災害は、地震、噴火等の自然災害等に比して、以下のような特殊性が存在

- ①五感に感じられない放射能汚染等について迅速に広域的措置を講ずることが必要
- ②災害対応を実効的に行うための特別な訓練や装備、専門家の助言が必要
- ③災害の拡大防止のためには、事故の原因者であり、また発生した施設について熟知する事業者の責務の明確化が不可欠



現行災害対策基本法の特別法を制定

1. 迅速な初期動作と国、都道府県、市町村の有機的連携の確保

初期動作の迅速化 →

- ・原子力事業者からの異常事態の通報義務づけ。
- ・所管大臣は初期動作を開始し、あらかじめ定められた手順に従い、直ちに内閣総理大臣を長とする「原子力災害対策本部」を設置
- ・当該市町村及び都道府県の対策本部も設置。国は避難等必要な措置を自治体に指示。

国、地方公共団体の →
連携強化

- ・政府は現地に「原子力災害現地対策本部」を設置。
- ・国と自治体の現地対策本部の連携を高めるため「原子力災害合同協議会(仮称)」を設置(オフサイトセンターに置く)。
- ・総合防災訓練の実施。

2. 原子力災害の特殊性に応じた国の緊急時対応体制の強化

国の体制強化

→

- ・ 国の防災専門官を法的に位置付け。サイトに常駐。中核的役割を担う。
- ・ 本部長は関係行政機関、関係自治体に対し、応急対策について必要な事項を指示
- ・ 本部長は防衛庁長官に対し自衛隊の派遣を要請
- ・ 主務大臣はオフサイトセンターをあらかじめ指定
- ・ 原子力安全委員会・調査委員の技術的助言の法的位置づけの付与
- ・ 原子力災害緊急時において各種対応機能の迅速な現場投入体制の確保

3. 原子力防災における事業者の役割の明確化

事業者責務の確保

→

- ・ 敷地内における放射線測定設備の設置義務の明確化及び記録の公表の義務づけ
- ・ 通報義務の明確化
- ・ 事業者防災組織を設置し、災害応急措置を実施
- ・ 事業者により原子力防災管理者をおく
- ・ 事業者の「原子力事業者防災業務計画」の策定義務の明確化

原子炉等規制法の一部改正法案の要綱骨子案

第一 原子力施設のハード面に係る規制の強化

1. 加工施設への定期検査等の実施

○加工施設に定期検査、解体届出等の規制項目を追加する。

第二 原子力施設のソフト面に係る規制の強化

1. 保安規定の遵守状況についての定期的なソフト検査の実施

○現行の定期検査ではチェックしにくい保安規定の遵守状況について、国が定期的にソフト検査を行うことにより確認する。

2. 原子力保安検査官の主要施設への配置

○科学技術庁及び通商産業省に原子力保安検査官を置く。

○原子力保安検査官は、上記のソフト検査に関する事務に従事する。

第三 現場における安全文化を高めるための規定の整備

1. 事業者による従業者への保安教育の実施

○原子力事業者が、核燃料物質の取扱い等に関する保安教育を従業者に対して施す義務を法律上明記する。

2. 従業者の安全確保改善提案制度の創設

○原子力事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合に、従業者はその事実を主務大臣に申告することができる。

○原子力事業者は、上記の申告したことを理由にその従業者に対して解雇その他の不利益な取り扱いをしてはならない。

「原子力災害対策特別措置法案」（仮称）の要綱骨子案

第 1 章 総 則

（目的）

- 原子力災害の特殊性にかんがみる旨及び災対法と相まったものである旨を言及。
- 災対法の枠組みをベースとして、原子力災害の特殊性にかんがみ、対策を追加・修正する形で新法を規定。

（定義）

- 原子力災害 原子力緊急事態による国民への被害
- 原子力緊急事態 原子炉の運転等（原賠法 2 条 1 項）による放射性物質又は放射線の異常な放出
- 原子力事業者 加工、原子炉（船舶除く）、中間貯蔵、再処理、廃棄等

第 2 章 原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等

（原子力事業者防災業務計画）

- 原子力事業者は原子力事業者防災業務計画の作成を義務付け（当該計画は、防災基本計画、地域防災計画等と矛盾抵触してはならない。）
- 当該計画は、市町村長、都道府県知事に協議。周辺市町村長の意見を聴取。
- 原子力事業者は、原子力事業者防災計画を主務大臣に届出及び公表。

（原子力事業者の防災組織）

- 原子力事業者は原子力防災組織の設置を義務付け。
- 防災組織は、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を実施。
- 防災組織に必要な要員を配置。
- 防災要員の現況について、主務大臣、市町村長、都道府県知事に届出。

（原子力防災管理者）

- 原子力事業者は防災組織を統轄する原子力防災管理者（及び副管理者）の選任を義務付け。
- 原子力防災管理者の選任につき主務大臣、市町村長、都道府県知事に届出。
- 原子力防災管理者は、原子力災害の発生又は拡大を防止するための業務を行うに当たって、国、地方公共団体、公共機関等と連携協力。

（防災管理者の通報義務等）

- 一定の現象発生の場合に、直ちに市町村長、都道府県知事及び主務大臣への通報を原子力事業者は義務付け。
- 主務大臣は、市町村長又は都道府県知事の要請があった場合、速やかに職員を派遣。

(放射線測定設備その他の必要な資機材の整備等)

- 原子力事業者は、通報を行うために必要となる放射線量を測定するための設備の設置・維持を義務付け。
- 業務を行うために必要な放射線測定機器、放射線防護服、通信機器その他の資材又は機器を備付け・点検を義務付け。
- 放射線測定設備の設置及び原子力防災資機材の現況につき主務大臣、市町村長、都道府県知事に届出し、主務大臣は、性能につき検査を実施。
- 原子力事業者は、放射線量の数値を記録、公表。

(緊急事態応急対策拠点施設の指定等)

- 主務大臣は、緊急時における緊急事態応急対策の拠点となる施設として、立地都道府県内に緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」）を指定。
- 主務大臣が、オフサイトセンターの指定を行う場合は、市町村長、都道府県知事、オフサイトセンターの所在市町村長の意見を聴いて行うものとする。
- 原子力事業者は、オフサイトセンターに備え付けるべき書類を主務大臣に提出。

(原子力災害に関する防災訓練義務)

- 国が作成する計画（原子力緊急事態の想定を含む。）に基づいて、国、地方公共団体、事業者等による合同の訓練の実施。

(他の原子力事業所への協力)

- 原子力事業者は、他の原子力事業者における緊急事態応急対策に、原子力防災要員の派遣、資機材の貸与等必要な協力をするよう努力。

第3章 原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等

(原子力緊急事態宣言等)

- 主務大臣は、原子力事業者等から異常な水準の放射線量の測定等の報告を受けたときは、初期動作を開始し、あらかじめ定められた手順に従い内閣総理大臣に報告。
- 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出し、緊急事態応急対策を実施すべき区域（以下「緊急事態応急対策実施区域」。）や原子力緊急事態の概要等を公示するとともに、関係市町村長等に避難等につき指示。
- 対策の必要性がなくなった場合、安全委員会の意見を聴いて原子力緊急事態解除宣言。

(原子力災害対策本部の設置)

- 内閣総理大臣は、宣言と同時に、臨時に総理府に原子力災害対策本部（以下「本部」）を設置。

(本部の組織)

- 本部長は内閣総理大臣、副本部長は主務大臣、本部員は内閣危機管理監並びに関係す

る指定行政機関の長及びその職員の中から指名する者。

○オフサイトセンターに、原子力災害現地対策本部（以下「現地本部」）を設置。

（本部長の権限）

○安全規制担当大臣に原子炉等規制法に基づく応急措置命令を発することを指示。

○緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、指定行政機関の長、地方公共団体の長、指定公共機関、指定地方公共機関及び原子力事業者に対する指示。

○防衛庁長官に対し自衛隊の派遣を要請。

○原子力安全委員会の意見を聴いて緊急事態応急対策実施区域を変更。

○原子力安全委員会に応急対策の実施について技術的な助言を求める。

○現地本部長は本部長の権限の一部の委任を受ける。

（都道府県及び市町村の本部の設置）

○緊急事態宣言が発せられたときは、自治体に災害対策本部を設置（既に設置されている場合を除く。）。

（原子力災害合同対策協議会）

○オフサイトセンターに、情報の交換及び緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会（以下「協議会」）を組織。

○協議会の構成員は、現地本部長、都道府県災害対策本部長又はこれらの委任を受けた者、関係市町村災害対策本部長又はこれらの委任を受けた者、事業者、専門家等。

第4章 緊急事態応急対策の実施等

（原子力事業者防災組織による応急措置）

○原子力防災組織は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を実施。

○対応状況につき、主務大臣、市町村長、都道府県知事に報告。

（緊急事態応急対策）

○緊急事態応急対策として以下の事項を実施。

- ・情報の伝達、避難の勧告・指示
- ・放射線量の測定等情報の収集
- ・被災者の救助
- ・応急の復旧
- ・交通の規制
- ・緊急輸送
- ・住民等の被ばく線量の測定、放射性物質による汚染の除去等応急措置に関する措置等

○国、地方公共団体、関係機関、原子力事業者は、防災計画、防災業務計画等に基づき、緊急事態応急対策を実施しなければならない。

○原子力事業者は、他者の緊急事態応急対策が円滑に実施されるよう必要な措置を実施。

第5章 原子力災害事後対策

（原子力災害事後対策）

- 国、地方公共団体、事業者及び指定公共機関は、居住者等に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施、放射性物質の濃度や放射線量の調査、放射性物質により汚染され又は汚染されているおそれがあることに起因する商品の販売の不備等に対処するための広報等原子力災害事後対策の実施を行わなければならない。
- 国、地方公共団体、関係機関、原子力事業者は、防災計画、防災業務計画等に基づき、原子力災害事後対策を実施しなければならない。
- 原子力事業者は、他者の原子力災害事後対策が円滑に実施されるよう必要な措置を実施。

第6章 雑則

（災害対策基本法の特例）

- 以下のような事項について、災害対策基本法を読み替えて適用する。
 - ・都道府県防災会議、市町村防災会議は、原子力安全委員会に対して資料・情報の提供等必要な協力を求めることができる。
 - ・緊急事態応急対策、原子力災害事後対策の実施のために、国等に対して職員の派遣要請ができる。
 - ・原子力緊急事態宣言があったとき、市町村長は住民の立退き又は屋内への避難の指示等をできる。
 - ・原子力緊急事態宣言があったとき、都道府県知事、市町村長は応急公用負担を行わせることができる。
 - ・緊急事態応急対策、原子力災害事後対策等に要する費用の一部又は全部を国が負担、補助できる。
- 等
- 緊急事態応急対策等を行う地方公共団体の長は、国に対して、放射線医療に関する助言等必要な援助を求めることができる。

（原子力災害に関する研究の推進等）

- 国は、原子力防災、放射線医学に関する科学的な研究開発を推進、その成果を普及。

（原子力防災専門官）

- 防災に係る事業者への指導、緊急時における情報の収集等を行うため、科学技術庁及び通商産業省に原子防災専門官を置き、原子力事業所に配置する。

（報告の徴収及び立入検査）

- 主務大臣、市町村長、都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、事業者に報告させ、事業所に立入検査することができる。